

2019年10月からレシート(領収書・請求書など)の
必要事項が追加されます!

2019年10月1

-様

金 10,920 円也

但し、日用品 代として

追加
 洗剤 10% ^③ 6,600円 ^④
 お茶 8% 4,320円

これまでは...

領収書

① 上様 ② 2019年9月8日

金 10,800 円也 ^④
 但し、日用品 ^③ 代として

⑤ 横浜市神奈川区
 六角橋6-18-22
 (有)赤羽商店

備考:現金 10,800-
 レシート

- ① 受領者(小売店は省略可)
- ② 日付
- ③ 内容 ごとに8%か10%か
- ④ 金額 と税率ごとの合計額
- ⑤ 発行者

備考:現金 10,920-
 10月

横浜市神奈
 六角橋6-
 (有) + 10

消費税率が8%と10%に分かれるため、税率ごとの内訳が求められます(法定要件)。

もし受け取ったレシートに、この記載がなければ“再発行”かご自身での手書き追加が必要です
 また、コンビニ・スーパー・ホームセンターなどのレシートは、そのままお出しください
 品名や税率がわからない“領収書”を出しなると、税務署に認められない恐れがあります。